

生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道事業公印規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和5年3月30日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市水道事業公印規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業公印規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「の所定欄に認印し」を「に審査照合を行った旨を明示し」に、「記入させる」を「記録させる」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システム（生駒市水道事業行政文書取扱規程（令和4年3月生駒市水道事業管理規程第3号）第2条第2号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）を用いる方法により審査照合を行った場合の必要事項の記録は、文書管理システムへの登録により行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年3月30日から施行する。